

(案)

令和 4 年 月 日

社会教育委員会議 審議報告

目 的

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」で言及されている指定管理者制度の導入効果や導入にあたっての視点について、社会教育委員会議としての意見を取りまとめ、指定管理者募集時の仕様書等の作成に活かす。

主な審議内容

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」に対する社会教育委員会議としての意見・提言

経 過

第 1 回会議（6 月 6 日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎 市民館・労働会館 管理運営計画（案）」についての教育委員会事務局からの説明及び質疑応答

6 月下旬まで

社会教育委員からの意見聴取期間

社会教育委員会議専門部会への説明及び意見聴取

第 2 回会議（7 月 2 7 日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎 市民館・労働会館 管理運営計画（案）」に基づいた社会教育委員会議での意見交換

第 3 回会議（8 月●日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎 市民館・労働会館 計画（案）」に基づいた社会教育委員会議としての意見の取りまとめ

川崎市教育委員会 教育長 小田嶋 満 様

川崎市社会教育委員会会議議長 中村 香

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」等への提言

川崎市教育委員会が決定した「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎市市民館・労働会館管理運営計画（案）」について、令和4・5年度社会教育委員会議として、検討致しました。

川崎市教育委員会は、令和3年3月の「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、市民館・図書館の管理運営について検討し、中間とりまとめを経て、今回の考え方（案）をまとめてこられたのであり、その検討にあたっては、政策調整会議や教育委員会会議など、必要なプロセスを経て、市としての意思決定をしたものと考えられます。

一方で、既に決定された導入の方向性を指摘する委員からの御意見・御指摘も根強く、社会教育委員会議の教育行政における位置づけに改善の余地があったことは否めません。社会教育行政の進め方への意見として受け止めて頂きたいです。また、社会教育委員会議としても会議の在り方を改善し、社会教育行政を見据えた議論をしてゆくので、社会教育に関する諸計画を立案する際には、適宜適切なタイミングで、社会教育委員会議への説明を丁寧に行うことを要望します。

さて、教育委員会から求められた、今後の市民館・図書館の管理・運営の考え方について、社会教育委員会議として、次の点を提言します。

1. 指定管理者を公募するための仕様書等の作成にあたり、公共性の担保や、地域の多様な主体と連携した取組が行われるようなしくみを検討する必要がある。
2. 指定管理者の選定にあたっては、社会教育としてよりよい事業を展開できるような選定基準を定め、市が定める民間活用事業者選定評価委員会において、公正・公平な事業者選定を行うことが重要である。
3. 指定管理者制度の導入後の評価についても、適切な評価が実施できるよう評価項目・評価内容を定めると共に、利用者の意見聴取方法や評価結果の公開方法などを検討する必要がある。
4. 川崎市教育委員会として、市、指定管理者、地域がこれまで以上に相互に連携・協働しながら社会教育を通じた地域づくりが進められるよう尽力すべきである。
5. 市職員と指定管理者職員が学び合い意見交換をできる勉強会の実施などにより、公共の社会教育施設としての機能を高めるしくみを検討する必要がある。

なお、今後の市民館・図書館の機能・役割についても、具体的な提案を委員から頂いているので、今後の市民館・図書館運営や事業展開の参考にして頂きたい。

社会教育委員からの御意見要旨

地域づくりに向けて

○地域づくりに必要な機能等について

- ・ 情報提供・課題解決に向けたパートナー・コンサルティング機能が必要である。
- ・ 地域情報にたけた人材配置と「顔の見える関係性」「問題の見える透明性」を持った機能が必要である。
- ・ 地域・行政・民間企業（指定管理者）と図書館ボランティア等、さまざまな人が協力して地域づくりをしていく関係の構築が求められる。

今後の社会教育の事業展開について

○社会教育の定着についての意見交換等の必要性について

- ・ 市民館については、「行政の企画した事業の比率」「社会教育関係団体・市民団体が企画した比率」について常に意見交換を行うことが必要である。
- ・ 「外国の方々に向けてのセミナー」や「子育て支援のセミナー」の開催時間の変更や参加人数（参加比率）の検証に工夫が必要である。
- ・ 市民館の利用率を、会議室ごとで検証していく必要がある。

○今後の社会教育行政の制度設計にあたって

- ・ 川崎の社会教育の評価をする必要がある。
- ・ 指定管理者制度を導入していない都市の事例研究をする必要がある。
- ・ 補助執行における課題の検討する必要がある。
- ・ 現在あるいはこれからの地域でどんな学びが必要かの検討する必要がある。
- ・ ニーズや潜在的な課題に対応していく方針が必要である。
- ・ 「本当に必要な学び」が何かを考えて提供していくようなしくみづくりが求められる。

○ニーズの把握について

- ・ ニーズの把握する手法を検討する必要がある。
- ・ ネットでみる利用者の声の把握する必要がある。

今後の市民館・図書館の機能・役割について

（両館に共通した機能・役割について）

- ・ 人や活動がつながり、地域とつながり、生涯を充実させる「場」として、ともに生きる、学ぶ「力」を養う、育む施設としての役割が求められる。
- ・ 現代の社会状況や様々な市民ニーズに対応し、将来にわたりあらゆる世代の人たちが興味を抱き魅力ある施設としての役割が求められる。
- ・ SNSにアクセスできない利用者がアクセスできるような学びのしくみづくりが求められる。
- ・ 差別・多様性等を表現する地元芸術家の訪問、講演会、展示会開催の交渉することを行う。
- ・ パンデミックや大災害を含めた郷土史の収集、記録、公開することを行う。

(今後の市民館の機能・役割について)

- ・区内の生涯学習の全体のコーディネートをする拠点としての市民参加の事業展開が求められる。
- ・趣味的活動だけでなく、社会や川崎市の地域の課題（いじめ・平和・人権・児童虐待・ヘイトスピーチ問題、ヤングケアラーなど）を学習し、解決への推進力となる運営が求められる。
- ・市民館とこども文化センター（中学校に1か所）、まちづくり協議会、PTA、地域教育会議などとの関係づくりが重要である。
- ・市民館と大学の講義等を同一テーマで共有・連携し、一般市民への聴講することを行う。
- ・社会教育振興事業としてのデジタル・シチズンシップ教育を実施する。
- ・社会教育振興事業としてのコグトレ学習を実施する。
- ・ニーズに対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる場づくりを進める。
- ・休日の部活動の室内スポーツ（卓球、室内テニス等）会場としてホールを利用することにより、多様なニーズに対応した学びの支援を行う。

(今後の図書館の機能・役割について)

- ・居場所としての館のあり方の検討が必要である。
- ・公立図書館と学校図書館との連携が求められる。
- ・子どもの居場所づくりとしてのこども文化センターとの連携が求められる。
- ・地域との関わり、居場所を求める人への使い方の周知が必要である。
- ・図書館の本を地域の店舗や医院などの絵本コーナーに貸し出す取組（選書アドバイス）を行う。
- ・図書館の選書について、多くの各部門の専門家の意見を聞いて購入・収集をする。
- ・地域住民である職員による郷土資料の収集を行う。
- ・職員が直営館に出向して「資料選定、購入、除籍、図書資料収集・保存に関する決定」業務を経験する人事交流制度が必要である。

(新しい宮前市民館・図書館の機能・役割について)

- ・「橘樹官衛群跡」の再現CGのホワイエ放映、TQCビジョン（田園都市線電車内広報）、YouTube配信、かわさきGIGAスクール配信、パスファインダー等資料紹介などの開館記念事業の開催などを実施する。

人材育成について

- ・自らニーズを掘り起こしていけるような人材の育成が求められる。
- ・社会教育士の活用を図る。
- ・行政職員・指定管理者の職員等の研修体制（内容・頻度）を構築する。
- ・社会教育関係職員の力が発揮できる環境づくりを進める。
- ・図書館司書などの質を高める研修を実施する。
- ・本市OB司書による指導を行う。

- ・月1回の職員向け研修を実施する。
- ・業務の専門性を考えた業務指示としての資格の取得を進める。

○ICTの活用について

- ・市民館・図書館がスマートシティの実現に向けた、インターネット環境や設備の充実、コンテンツの充実を図る。

○アウトリーチについて

- ・アウトリーチによる具体的な事業展開を行う。

指定管理者制度について

○指定管理者制度の導入について

- ・経済的効率の視点だけでなく、市民学習を支援する市民館の役割を推進する体制づくりが必要である。
- ・特に図書館は、すべて（全館）を指定管理施設とせず、一部導入をする方がよい。
- ・懸念される課題への対応（郷土資料廃棄、選書、配架方法、職員雇用など）を図る。
- ・社会教育に関わってきた市民や地域人材との関係性の継続に配慮する。
- ・行政（教育委員会と区役所）・指定管理者・地域の意思疎通と関係性の維持を確保する。
- ・市民館・図書館の公共性担保のチェック機能については、専門的な知識が必要である。
- ・休日や夜間の事業実施、利用の少ない時間帯の活用を進める。
- ・図書館は、全館への指定管理者制度導入ではなく、一館を存続させ、市の専管事項や業務分担、業務分掌の制定を行う。
- ・指定管理者制度導入における経費の削減という表現がないことは不可解である。
- ・指定管理者制度導入にあたる職員の意見聴取を行う。
- ・事例研究をした視察先の選定基準を参考にする。

○指定管理者の募集について

- ・効果的な業務要求水準書を作成する。
- ・地域に根ざしたNPOや地元企業が応募できるしくみづくりを検討する。
- ・仕様書に基づき、市のマネジメントを行う。
- ・仕様書等に指定管理者との災害時の対策及びリスク分担の位置付けを検討する。
- ・行政との連携、指定管理者同士の連携、市民との協働・連携を図る。
- ・地域の学校やこども文化センター、老人いこいの家などの福祉施設との連携を図る。
- ・地域性や地域教育会議との連携事業を行う。

○指定管理者の選定について

- ・民間事業者選定評価委員会（指定管理者選定・評価）の委員の構成を検討する。
- ・評価項目と評価内容、評価結果の公開を検討する。
- ・選定基準の明確化を図る。

○導入後の評価等について

- ・評価基準・頻度・評価者の明確化を図る。
- ・利用者による評価のしくみを検討する。
- ・行政以外の第三者による評価を検討する。
- ・各種経費情報の公開をする。

○社会教育専門部会との関係について

- ・民間事業者選定評価委員会との役割分担を検討する。

今後の労働会館・川崎市民館の運営について

○会館の利用について

- ・利用申請の検討結果の明確化を図る。
- ・減免申請の検討結果の明確化を図る。
- ・利用料金の設定の検討結果の明確化を図る。
- ・障がい者施設等で製造した物の販売のあり方を検討する。

○職員配置・組織体制について

- ・新施設の役職・担当（館長・事業担当等）の位置づけを検討する。

社会教育委員会議について

- ・社会教育委員会議の中での、学校の利用についての話し合いが行われると良い。
- ・各専門部会同士の交流が必要である。

その他の意見・質問について

- ・指定管理者制度の導入は、変えられない決定事項なのか知りたい。
- ・「市民館・図書館の管理・運営の考え方」については、現状の問題点、目標が必要だが、明確に理解できない。
- ・文部科学省の中央教育審議会の答申は具体的な内容でないので、検討すべき内容ではない。
- ・市の職員の配置をなぜ民間と同じような勤務体系で対応できないのか知りたい。
- ・社会教育委員会議からの報告書について、今回の案の中で触れるべきではないか。
- ・労働会館・川崎市民館の太陽光発電設備の設置状況は今後どうなるか知りたい。
- ・労働会館・川崎市民館の施設の備品（机・椅子等）の設置状況は今後どうなるか知りたい。
- ・条例改正や指定管理者募集等の公表と社会教育委員会議の関わりを知りたい。